

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

(人口分布の状況等)

朝来市の人口は、昭和 25 (1950 年) の 49,619 人をピークに減少に転じ、令和 2 (2020) 年には、28,989 人となり、将来推計では今後も減少が続くことが予測されている。人口減少は、同時に進む高齢化とあわせて、労働力の低下や消費活動の縮小に直結し、これに伴う地域経済の低迷は、税収の減少はもちろん、市民生活にも大きな影響を及ぼす。このことから、人口急減・高齢化の流れを緩和する取組が経済施策においても強く求められていると言える。

また、人口減少が進む中であって、市内企業の人手不足は甚だしく、令和 4 年 12 月におけるハローワーク豊岡和田山分室の有効求人倍率は、1.72 となり、兵庫県の 1.06、近畿の 1.22、全国の 1.35 と比較しても非常に高い状態を継続している。

(産業構造)

朝来市の産業は、兵庫県内陸部の自然環境の下、安定した地盤から地震の少ない土地と豊かな用水等の地理的条件、京阪神の近傍に位置する位置的条件、京都・大阪および瀬戸内と日本海とを結ぶ交通網の要衝という交通条件等に支えられている。

また、戦前から地域資源を活用した酒造等食品、家具、鉱業等が生まれ、太平洋戦争中には、大阪のスプリング工場の疎開によってバネ工業の集積が始まり、その後の時代変化とともに集積を高め、他業種の立地も相まって、多様かつ個性ある産業が集積されてきた。

令和 2 年国勢調査では、一次産業は 5.56% であり農業が主となっている。近年の農業後継者の不足から構成比は下落しているが、地方創生の一環として移住者を受け入れ就農へ結び付ける施策を実施しており新規就農者の確保を図っている。二次産業は 29.21% であり金属製品製造業及び食品製造業を中心とした産業が本市の域際収支を牽引しており付加価値の高いものづくりが行われている。三次産業は 65.23% と前回数値を上回っているが、これは竹田城跡への観光客を対象とした宿泊業や小売店舗が増えたことやモーターレーゼーションの進行に伴う主要道路沿いへの大型店舗の進出によるものである。

(中小企業者)

人口減少や少子化・高齢化が加速的に進み、労働力人口や国内需要が減少するにつれて事業者数が減少し、雇用における人手不足及び事業継承問題が深刻な課題となっている。

このような中で市内の中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。そこで、朝来市では中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づき、導入促進基本計画を策定し、下記の目標を実現するこ

とを目指す。

(2) 目標

朝来市では、将来にわたって持続可能な地域経済の形成を図るとともに、時流に応じて進化と挑戦を繰り返しながら自立的な経済の発展を図るための羅針盤として「朝来市経済成長戦略」を策定し、それに基づいた施策を展開しているところである。

この戦略では、地域経済を庭、地元中小企業を植物に見立て「エコノミックガーデニング」の推進を重点戦略として掲げており、支援機関と連携し地元企業が成長する環境づくりを推進している。今後においては、労働生産性の向上を促進し更なる経済成長を遂げるべく、年間10件の先端設備等導入計画の認定事業者数を目標設定する。

(3) 労働生産性に関する目標

朝来市では、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

朝来市の産業は、製造業、サービス業、農林業等、多岐に渡り、多様な業種が朝来市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

市内の広範囲に産業集積が見られるため、朝来市全域とする。

(2) 対象業種・事業

多種多様な業種が集積していることから、業種、事業は限定しない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 先端設備等導入計画が認定された中小企業者は、市が必要とした際には、計画の進捗状況を報告することとする。